解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

秋田県秋田市中通二丁目二番三二号

秋田県電子工業厚生年金基金

代表清算人　須田　精一

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル二階

関東五県印刷工業厚生年金基金

代表清算人　新井　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月二十二日総会の決議より解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

千葉市美浜区高洲一丁目一五番五号

医療法人社団成瀬医院

清算人　成瀬　忠博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

千葉県南房総市千倉町北朝夷三一〇番地

医療法人社団恵明会

清算人　関谷　和子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都世田谷区代沢四丁目八番六号

宗教法人神道大成教天善教会北沢分教会

清算人　小倉　和美

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都渋谷区神宮前二丁目三番一六号

東京建築設計厚生年金基金

代表清算人　伊丹　勝

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都中央区築地一丁目一二番二二号

東日本電線工業厚生年金基金

代表清算人　金子　正一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

相模原市中央区横山二丁目七番四号

医療法人社団加藤マタニティクリニック

清算人　野上夕紀子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月二十八日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

新潟県長岡市美沢四丁目二〇五番地四号

長岡駅東土地区画整理組合

代表清算人　野本　秀晴

解散公告（第三回）

当基金は平成二十八年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

富山県富山市蜷川三三六

富山県病院厚生年金基金

代表清算人　岩城　勝英

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

愛知県岩倉市本町上郷一九番地の一

学校法人高桑学園

清算人　高桑　桂一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十二日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

鹿児島県南さつま市加世田唐仁原六三七九番地

清算法人唐仁原土地改良区

代表清算人　碕山　久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡塩谷町大字船生三六八三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松井　達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

東京都千代田区有楽町一―七―一有楽町電気ビルヂング北館五階五一二区　武藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前川　理佐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市新栄町四〇〇五番地五、最後の住所群馬県伊勢崎市新栄町四〇〇五番地五

被相続人　亡　片桐　俊岳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号

相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台二丁目四五番、最後の住所東京都北区田端三丁目二三番一〇号

被相続人　亡　山田　光俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十七日

事務所東京都中央区日本橋二―三―二一八重洲セントラルビル八階日本橋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　椙村　寛道